

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第37回）議事要旨

日時：令和元年12月24日（火）16時00分～17時00分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、
武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

小川 博志 関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

上手 大地 イーレックス株式会社 経営企画部長

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会事務局長

（代理出席：黒田 嘉彰 取引制度企画室長）

菅沢 伸浩 東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長

竹廣 尚之 株式会社エネット 取締役経営企画部長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

山田 利之 東北電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー電力システム部
技術担当部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

エネルギーソリューション事業本部長

（関係省庁）

環境省

議題：

（1）非化石価値取引市場について

（2）ベースロード市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■高度化法の中間評価の基準となる目標値の設定について

・今回整理して頂いた事務局案に賛同したい。料金転嫁については、事業者間の競争公平性の観点からもとても大事だと考えている。今後も検討を進めて頂きたい。

- ・具体的な 2020 年度の目標値の設定について了解。目標に向かってしっかり取り組んでまいりたい。
- ・次年度以降の早期の目標値設定について。達成計画の提出メ切を踏まえると、来年 8 月以降の議論となると思っているが、来年の年内に設定頂きたい。
- ・証書収入の使用用途について、達成計画に併せて発電事業者に対しても報告を求める方向で是非進めて頂きたい。また、報告の際には、総収入額など定量的な報告が必要であろうと思う。
- ・入札行動について、余剰の非化石証書を持つ事業者が証書を入札する際、FIT 非化石証書の最低価格である 1.3 円/kWh を参照するなど、市場原理に基づかない不適切な入札を行っていないか監視頂きたい。

・4 月の本作業部会において、制度設計に対して新電力 13 社連名で陳情書を提出した。その当時から、制度の内容は大きく変わっていないという認識。多くの新電力小売を代表しオブザーバー参加しているため、合意しているわけではないという点を改めてお伝えしたい。

・前回の意見の繰り返しになるが、高度化法の趣旨が供給側、小売、需要家の皆さんに理解されて、どの当事者に負担が大きく偏るわけでもない形でこの目標が達成されていくことが重要。薄利な小売業者に対して著しく負担が寄せられている制度設計であると考えており残念。

・証書購入費用の料金転嫁については、論点の重要性をしっかりと把握されている本作業部会において議論を進めて頂きたい。

・非化石証書の収入の用途については厳密な監視をお願いしたい。また、非化石証書の取引が内外無差別になっているかどうかという点についても厳密な監視を頂きたい。

・FIT の最低価格について、1.3 円/kWh を維持する根拠として、長期エネルギー投資の観点等記載あるが、当時の議論では FIT 賦課金の半分という理由で決まったと認識している。

・本制度の趣旨、目的は大儀のある、非常にいい目的だと理解しているが、その目標達成に係る費用負担は経営に大きな影響を与えかねないものと認識。小売価格への転嫁という点は、小売の経営への影響を考える上では非常に重要と考えている。政府としても制度趣旨の周知などをお願いしたい。

・規制料金の転嫁についても、当該費用の変動分を料金改定できる仕組みを構築頂きたい。また、転嫁するためには、その価格の透明性・公正性が重要。この観点から、基本的には市場経由での取引を促進していくような形にいただければ。

・また、公正な市場取引という点では、市場の供出価格が高値でないか、市場に供出される数量、大手の相対取引と市場価格の価格に差が無いかなどの監視の検討頂きたい。

・対象事業者の拡大については、行政コストの増加も理解するが、IT を活用して事務コスト増を抑える等を行い、対象事業者の範囲の拡大について検討頂きたい。

・提案について反対はない。

・非FIT 証書を FIT 証書の最低価格で売るのはないか、という懸念があるという意見があったが、繰り返しになるが、非FIT 非化石証書の販売価格としてそのような価格を売り札に入れた時点で直ちにおかしいと判断されるべきで、そのような事業者は一社たりともいないと理解している。元々、FIT の証書がある程度売れ残るだろうという予想の上で制度設計されており、また、FIT の証書には、非FIT の方にはない価値もあるので、非FIT 証書を FIT と同じ価格で売ろうとすることは、そもそも理屈に合わない。

・料金転嫁について、この場には事業者はいるが、消費者のいないところで小売料金への転嫁を議論するのは非常に厳しい。この場では重要な問題であるということを整理し、どうあるべきかについては小委で議論すべき。

・この料金転嫁については、新電力の中には呆れるようなコメントがあったと理解。そのようなコメントを消費者が聞いてどのように思うかよく考えるべき。慎重に議論していく必要がある。

・料金転嫁については、第1フェーズから早めの対応をお願いしたい。事業者の立場からすると、リードタイムが必要になるので、早めのスケジュール感をお示し頂きたい。また、内部補助の監視についても同様に早めにご検討頂きたい。

・オブザーバーの方々の意見については全体的な視点からは理解する一方で、本件はこれまで長い期間に亘って議論がされてきている。今回提示された案を明後日の小委員会に上げるということに賛成。残る論点についても継続して協議を行うことに賛成。

・非化石証書の市場供出について、例えば大型水力などは自然環境によってもその供出量に影響を与えることがあるので、恣意的な行為としっかり区別して監視頂ければ。

・事務局の取り纏めに賛成。

・この場では、料金転嫁について踏み込むべきではないというコメントもあったが、本来であれば非化石価値は需要家一人ひとりが負担すべき。「転嫁」という表現だと、本来は小売電気事業者が負担すべきものなのに、需要家に負担が寄せられたという印象を需要家は持ってしまうのでは。このため、需要家への説明は丁寧に行っていく必要があると認識。

■ベースロード市場2019年度第3回取引結果について

・BL 市場については、JEPX で年三回実施した。来年度の電気をシングルプライスオークションで3回実施したもの。
・価格は考え方によっては安い方から売れていけば3回目が高くなるというわけではなく、3回目の方が安くなるという場合もある。

・初回に関してどのくらいの価格差が出るかは、もう一回やりなおせるという点で初回は良かった。来年度以降のやり方については、この同一財を2ヶ月半かけて3回シングルプライスオークションを行うのは考える必要があるか。

・制度検討作業部会ではなく、監視等委員会へお伝えすべきかもしれないが、約定価格を基準エリアの平均プライスと比較しているという情報だけしか出ていない。

・買いがすごく少なかった結果として需要が少ないから均衡価格低くなっている、だからエリアプライスを下回ったから大丈夫というのは違和感がある。

- ・少なくとも売り札の全てがエリアプライスを上回っているものではないということはいくみ取れる。
- ・これだけではうまく動いているかどうかは必要条件を満たしているが、これで十分というのではないのではないか。
- ・監視等委員会で確認しているから問題無いということだと思うが、約定しなかった売り札が非常に高い価格になっていないかどうか、買いの需要がある程度出てこれば価格が急激に上がらなく約定量が増えるという状況になっているか、買いが増えると急激に価格が上がりエリアプライスをかなり上回ってしまうという状況になっているのかどうかを含めて、確認したいし、これで大丈夫ですでは心配である。

- ・札に関してはエリアプライスを上回る札を入れている事業者がいれば競争力が無い電源をもっているということ。市場で買った方が安い値段で調達できる電源しかもっていない事業者は、シェアを失って当然であるが、大きくシェアを失わないのにも関わらず高い札を入れ続けているのは何かおかしいことが起こっている。こういったことが起こっていないということはタイミングを見て報告いただきたい。

- ・これはエネ庁の役割なのか監視等委員会なのかは微妙だが、どこかで何らかのタイミングで情報が出てこればと思う。

- ・相対卸の相場観や預託金が必要であること、販売価格が燃料価格で変わるので、小売としてはまだ意思決定しづらい価格になっているかと思う。

- ・今後の対応について、内部取引価格の確認は市場供出価格を下回っていないかということかと思うが、その際にBL市場でのBL電源としての特性は、比較料金は小売の全平均ではなく、高負荷率の価格かと思うので、具体的な確認方法を検討いただきたい。

- ・このBL市場の開設をトリガーに高負荷の顧客に供給することを提案したいと思っているが、必要となる価格水準にはまだ遠い状況である。

- ・制度設計されたBL市場では、仮に適切に入札行為がされていても、結局、高負荷の顧客に供給できないため、BL市場はどこかに制度趣旨からは見たときに問題を抱えているのではないかと思う。今後の市場の在り方は議論となっているが、次のステップの議論としては、そのような目線で市場開設の意義が満たされているか議論いただきたい。

- ・BL市場と合わせて常時BUと政策目的と一部重複しており移項を促すという点では、やはりBL市場をしっかり働かせるうえでは、足かせになっていると思う。当初の予定どおり常時BUの在り方について議論はしっかり進めることが必要か。

以上